

北九州市地域バイオマス安定供給検討会の概要

1 名称

令和2年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会

2 目的

昨年度から北九州市有林の計画伐採を開始し、実際に今年度から木材が搬出されるにあたり、良質木材の販売体制の検討や低質木材のエネルギー利活用体制の検討を行い、バイオマス材を安定的に供給するため、県、市、地元関係者、バイオマスの供給者、利用者(事業者)からの幅広い意見や助言を集め、バイオマス関係者のマッチングを図り、安定供給体制の構築を推進する。

また、竹の「バイオマス資源」としての可能性及び課題の整理、並びに関係者のネットワーク構築を図る。

3 検討会の主な内容

令和2年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会(以下、「検討会」という。)では、各主体との連携を図り、北九州地域内バイオマスの供給体制の確立及びエネルギー利活用の検討を行う。

(1) 市域内バイオマス供給体制の確立

- ア 市有林伐採実行計画の推進
- イ A材、B材の販売体制の検討
- ウ 木材安定供給の促進

(2) エネルギー利活用の検討

- ア C材、D材のエネルギー利活用体制の検討
- イ バイオマス発電に関する検討
- ウ バイオマスボイラ導入、小規模分散型熱供給事業等の推進
- エ 事業者認定団体設置の検討

4 進め方

検討会の期間は令和2年8月20日(木)から令和3年3月31日(水)までとし、2回検討会を開催する。1回目は北九州市有林の計画伐採について、現況の情報共有、並びに事業者認定団体の設置及び関連する事業の検討を行う。2回目は引き続き関連事業について追加情報の共有を行い、各主体との連携を図る。また、竹について、現状の課題、技術開発状況等の情報収集を行い、情報共有及び意見交換を通じて課題整理及び関係者のネットワーク構築を図る。

5 参加者

従来の「北九州市地域バイオマス安定供給検討会」メンバー（別紙参照）に加え、公募により参加希望者を募る。要件として、北九州地域の木質バイオマスを活用するバイオマス発電、小規模バイオマス熱供給事業等を市内に導入することや、市内での木質バイオマスのエネルギー利用に関する事業化に関心があり、かつ、バイオマス又はエネルギーに関する知識や実績、検討会で議論できる総合的な企画力、技術力があるものとする。

6 備考

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものは対象外とする。
- (2) 任期において、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、解任する。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、原則オンライン会議で開催する。